

(4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
毎日、ベッド上を這い回っているが、ベッドから下に降りて、部屋を這って動き回ることはない。	「1.ない」	「3.ある」を選択する。 「徘徊（目的もなく動き回る）」行動とは、歩き回る、車いすで動き回る、床やベッドの上で這い回る等、目的もなく動き回る行動である。

第3群

3-9 外出すると戻れない（有無）

評価軸：②有無

3-9
外出すると
戻れない

1. ない
2. ときどきある
3. ある

(1) 調査項目の定義

「外出すると戻れない」行動の頻度を評価する項目である。

(2) 選択肢の選択基準

「1. ない」

- ・外出して一人で戻れないことが、過去1か月間に1度も現れたことがない場合やほとんど月1回以上の頻度では現れない場合をいう。
- ・意識障害、寝たきり等の理由により、外出が起こりえない場合も含まれる。

「2. ときどきある」

- ・少なくとも1か月間に1回以上、1週間に1回未満の頻度で現れる場合をいう。

「3. ある」

- ・少なくとも1週間に1回以上の頻度で現れる場合をいう。

(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

「外出すると戻れない」行動とは、外出だけでなく、居室や居住棟から出て自室や自宅に戻れなくなる行動も含む。

◆特記事項の例◆

現在、入所中で、ほぼ毎日のように、食堂や、他のフロア等に行くと、自分の居室がわからなくなり、介護職員によって居室へ連れて行ってもらっていることがあるため、「3.ある」を選択する。

(4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
現在、入所中で、ほぼ毎日のように、自分の居室から食堂や、他のフロアー等に行くと、自分の居室がわからなくなり、介護職員によって居室へ連れて行ってもらっていることがあるが、屋外へ外出することはない。	「1.ない」	「3.ある」を選択する。 「外出すると病院、施設、家などに一人で戻れなくなる」行動とは、居室や居住棟から出て自室や自宅に戻れなくなる行動のことである。

第4群

精神・行動障害

第4群

精神・行動障害

「第4群 精神・行動障害」は、被害的、昼夜逆転等の精神症状等や、介護に抵抗、物を壊したり、衣類を破いたりする等の行動に関して調査を行う項目の群（グループ）である。

この群の評価軸は、すべて有無となり、当該行動があったか、なかったという事実が評価の基準となる。

	評価軸			調査内容				
	①能力	②介助	③有無	①ADL・起居動作	②認知	③行動	④社会生活	⑤医療
精神・行動障害	「4-1 被害的」		<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	
	「4-2 作話」		<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	
	「4-3 感情が不安定」		<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	
	「4-4 昼夜逆転」		<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	
	「4-5 同じ話をする」		<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	
	「4-6 大声を出す」		<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	
	「4-7 介護に抵抗」		<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	
	「4-8 落ち着きなし」		<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	
	「4-9 一人で出たがる」		<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	
	「4-10 収集癖」		<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	
	「4-11 物や衣類を壊す」		<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	
	「4-12 ひどい物忘れ」		<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	
	「4-13 独り言・独り笑い」		<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	
	「4-14 自分勝手に行動する」		<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	
	「4-15 話がまとまらない」		<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	

(1) 選択肢の選択基準

「1. ない」

- ・その問題となる行動が、過去1か月間に1度も現れたことがない場合やほとんど月1回以上の頻度では現れない場合をいう。
- ・意識障害、寝たきり等の理由により、その問題となる行動が現れる可能性がほとんどない場合も含まれる。

「2. ときどきある」

- ・少なくとも1か月間に1回以上、1週間に1回未満の頻度で現れる場合をいう。

「3. ある」

- ・少なくとも1週間に1回以上の頻度で現れる場合をいう。

(2) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

「精神・行動障害」とは、社会生活上、場面や目的から著しく逸脱した状況の頻度を評価する項目である。

ここでは行動が、過去1か月間（この間に環境が大きく変化した場合は、その変化後から調査日まで）の状況から、その行動への対応や介護サービスも含めて、現在の環境でその行動が現れたかどうかに基づいて選択する。

調査にあたっては、調査対象者や家族に不愉快な思いを抱かせないように質問に留意する必要がある。認定調査員が調査時に質問を工夫し、あるいは、「日頃の行動や介護上でなにか困ったことや問題がありますか」といった質問を糸口に、調査対象者の現在の感情の起伏、問題となる行動を具体的に聞き取り、該当する項目を選択してもよい。

一定期間の観察が必要で一度で選択できない、又は、選択するために異なる職種の認定調査員による再度の調査が必要な場合等、やむを得ない事情がある時のみ2回目の調査を実施する。

その場合については、「特記事項」に具体的な状況を記入する。

調査対象者の状況（意識障害・性格等）、施設等による予防的な対策（昼夜逆転に対応するための睡眠薬の内服等）、治療の効果も含めて、選択肢に示された状況の有無で選択する。

第4群

4-1 被害的（有無）

4-1 物を盗られた などと被害的に なる	評価軸：③有無 1. ない 2. ときどきある 3. ある
--------------------------------	--

(1) 調査項目の定義

「物を盗られたなどと被害的になる」行動の頻度を評価する項目である。

ここでいう「物を盗られたなどと被害的になる」行動とは、実際は盗られていないものを盗られたという等、被害的な行動のことである。

(2) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

「物を盗られた」ということだけでなく、「食べ物に毒が入っている」「自分の食事だけがない」等の被害的な行動も含む。

◆特記事項の例◆

食べ物に毒が入っていると言い、食事を拒否することがあるため（1/週）、「3.ある」を選択する。少し時間をおけば食事を再開することが多いが、その都度、納得させるための説明の手間を要している。

◆特記事項の例◆

訪問介護で訪問するホームヘルパーがお金を盗んだと言うことが週に1回程度あるため、「3.ある」を選択する。このほか、現在、ホームヘルパーの訪問（3/週）のたびに悪態をつく。ヘルパーや家族はストレスを感じているが、特に対応をせずに聞き流している。

(3) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
食べ物に毒が入っていると言い、食事を拒否することが週1、2回ある。	「1.ない」	「3.ある」を選択する。 「物を盗られたなどと被害的になる」行動とは、「物を盗られた」ということだけでなく、「食べ物に毒が入っている」「自分の食事だけがない」等の被害的な行動も含む。

第4群

4-2 作話（有無）

評価軸：③有無

4-2 作話

1. ない
2. ときどきある
3. ある

(1) 調査項目の定義

「作話」行動の頻度を評価する項目である。

ここでいう「作話」行動とは、事実とは異なる話をすることがある。

(2) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

自分に都合のいいように事実と異なる話をすることがある。

起こしてしまった失敗を取りつくろうためのありもしない話をすることがある。

◆特記事項の例◆

現在、入所中で、この1か月間ではないため、「1.ない」を選択する。しかし、居室が変更になる前までは、他の入所者に「職員さんが呼んでいる」「あなたの悪口を○○さんが言っている」等と事実と異なることを、ほぼ毎日話していた。トラブルにいたることはなく、特別の対応は行っていない。

(3) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
毎日のように「昔はもてた」といって、得意気に話している。	「3.ある」	「1.ない」を選択する。 社会通念上、冗談ととらえるべきである。

4-3
泣いたり、笑ったりして感情が不安定になる

評価軸：③有無

1. ない
2. ときどきある
3. ある

(1) 調査項目の定義

「泣いたり、笑ったりして感情が不安定になる」行動の頻度を評価する項目である。

ここでいう「泣いたり、笑ったりして感情が不安定になる」行動とは、悲しみや不安などにより涙ぐむ、感情的にうめくなどの状況が不自然なほど持続したり、あるいはそぐわない場面や状況で突然笑い出す、怒り出す等、場面や目的から著しく逸脱したことである。

(2) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

元々感情の起伏が大きい等ではなく、場面や目的から著しく逸脱した行動があるかどうかで選択する。

◆特記事項の例◆

家族の話では、昔から涙もろく、昔の話などをしていると、直ぐに泣いてしまうことがあるが、場面や目的から著しく逸脱した行動ではないため、「1.ない」を選択する。家族も慣れているため、軽くなだめる程度で、特に対応はしていない。

(3) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
家族の話では、昔から涙もろく、テレビドラマなどを見ていると直ぐに泣いてしまうということが、1か月間で1、2回ある。	「2.ときどきある」	「1.ない」を選択する。 元々感情の起伏が大きい等ではなく、場面や目的から著しく逸脱した行動があるかどうかで選択する。

4-4
昼夜の
逆転がある

評価軸：③有無

1. ない
2. ときどきある
3. ある

(1) 調査項目の定義

「昼夜の逆転がある」行動の頻度を評価する項目である。

ここでいう「昼夜の逆転がある」行動とは、夜間に何度も目覚めることがあり、そのために疲労や眠気があり日中に活動できない、もしくは昼と夜の生活が逆転し、通常、日中行われる行為を夜間行っているなどの状況をいう。

(2) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

夜更かし（遅寝遅起き）など単なる生活習慣として、あるいは、蒸し暑くて寝苦しい、周囲の騒音で眠られない等の生活環境のために眠られない場合は該当しない。

夜間眠れない状態やトイレに行くための起床は含まない。

◆特記事項の例◆

家族の話では、夜中にタンス等をあけて預金通帳を探し始める（2/週）とのことのため、「3. ある」を選択する。また家族はその際、本人が寝付くまで付き添っている。

(3) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
毎晩3、4回ほど目が覚めるが、昼寝もせずにはいる。	「3.ある」	「1.ない」を選択する。 夜中の目覚めはあっても、そのことによって日中の活動ができないかどうかで選択する。

4-5
しつこく
同じ話をする

評価軸：③有無

1. ない
2. ときどきある
3. ある

(1) 調査項目の定義

「しつこく同じ話をする」行動の頻度を評価する項目である。

(2) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

もともと、性格や生活習慣から、単に同じ話をしてしまうことではなく、場面や目的から著しく逸脱した行動があるかどうかで選択する。

◆特記事項の例◆

家族の話では、昔から同じ話をすることが多かったということであるが、場面や目的から著しく逸脱した行動ではないため、「1.ない」を選択する。

◆特記事項の例◆

話をするときは常に「私は自律神経失調症で」から会話を始める。明らかに話している内容と無関係に同じ話をするので、「3.ある」を選択する。

(3) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
家族の話では、昔から繰り返し同じ話をすることが多かったとのこと。	「3.ある」	「1.ない」を選択する。 もともと、性格や生活習慣から、しつこく同じ話をしてしまうことではなく場面や目的から著しく逸脱した行動があるかどうかで選択する。

第4群

4-6 大声をだす（有無）

評価軸：③有無

4-6 大声をだす

1. ない
2. ときどきある
3. ある

(1) 調査項目の定義

「大声をだす」行動の頻度を評価する項目である。

ここでいう「大声をだす」行動とは、周囲に迷惑となるような大声をだす行動のことである。

(2) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

もともと、性格的や生活習慣から日常会話で声が大きい場合等ではなく、場面や目的から著しく逸脱した行動があるかどうかで選択する。

◆特記事項の例◆

介護者である妻を呼ぶ際に、「大声をだす」ことが多いが、もともと、性格や生活習慣から声が大きいもので、場面や目的から著しく逸脱した行動ではないため、「1.ない」を選択する。

◆特記事項の例◆

毎日夕方になると外に向かって大声で怒鳴り始めるので、家族は毎回なだめている。興奮しており、落ち着くまで 30 分は目が離せない。場面や目的から著しく逸脱した行動のため「3.ある」を選択する。

(3) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
もともと、性格や生活習慣から声が大きく、妻を呼ぶ際に大声をだすことが多い。	「3.ある」	「1.ない」を選択する。 もともと、性格や生活習慣から、声が大きい場合等ではなく、場面や目的から著しく逸脱した行動があるかどうかで選択する。

第4群

4-7 介護に抵抗（有無）

4-7
介護に
抵抗する

評価軸：③有無

1. ない
2. ときどきある
3. ある

(1) 調査項目の定義

「介護に抵抗する」行動の頻度を評価する項目である。

◆特記事項の例◆

介助のあらゆる場面で、介護者の手を払ったり介護を拒否することが、ほぼ毎日ある。他の介護者が話しかけ、気持ちを落ち着かせながら介助を行っており、介護の手間となっている。

(2) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

単に、助言しても従わない場合（言っても従わない場合）は含まない。

◆特記事項の例◆

家族の話では、夜間の尿失禁があるため、毎日、夜寝る前にトイレに行くように声をかけるが、そのまま寝てしまい、尿失禁が週に1度ほどあるとのことであるが、この「介護に抵抗する」行動には該当しないと考えられるため、「1.ない」を選択する。

(3) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
家族の話では、夜間の尿失禁があるため、毎日、夜寝る前にトイレに行くように声をかけるが、そのまま寝てしまい、尿失禁が週に1度ほどあるとのこと。	「3.ある」	「1.ない」を選択する。 「介護に抵抗する」行動は、単に、助言しても従わない場合（言っても従わない場合）は含まない。

第4群

4-8 落ち着きなし（有無）

4-8
「家に帰る」等
と言い落ち着き
がない

評価軸：③有無

1. ない
2. ときどきある
3. ある

(1) 調査項目の定義

「『家に帰る』等と言い落ち着きがない」行動の頻度を評価する項目である。

ここでいう「『家に帰る』等と言い落ち着きがない」行動とは、施設等で「家に帰る」と言ったり、自宅にいても自分の家であることがわからず「家に帰る」等と言って落ち着きがなくなる行動のことである。

「家に帰りたい」という意思表示と落ち着きのない状態の両方がある場合のみ該当する。

(2) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

単に「家に帰りたい」と言うだけで、状態が落ち着いている場合は含まない。

◆特記事項の例◆

現在、入所中であり、毎日のように「家に帰りたい」「家に帰して欲しい」と職員に話はすが、状態としては落ち着きがないという程の行動はおきていないため、「1.ない」を選択する。

◆特記事項の例◆

現在、自宅で家族と同居しているが、毎日「家に帰る」と言い出し、家中をうろうろしだし落ち着きがなくなるため「3.ある」を選択する。普段は、特に対応しなくてもそのうち落ち着くが、月に2～3回興奮して暴れるときがあり、そのたびに家族はなだめなければならず手間がかかっている。

(3) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
現在、入所中であり、毎日のように「家に帰りたい」「家に帰して欲しい」と職員に話はすが、状態としては落ち着きがないという程の行動はおきていない	「3.ある」	「1.ない」を選択する。 単に「家に帰りたい」と言うだけで、状態が落ち着いている場合は含まない。

第4群

4-9 一人で出たがる（有無）

4-9
一人で外に
出たがり
目が離せない

評価軸：③有無

1. ない
2. ときどきある
3. ある

(1) 調査項目の定義

「一人で外に出たがり目が離せない」行動の頻度を評価する項目である。

(2) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

環境上の工夫等で外に出ることがなかつたり、または、歩けない場合等は含まない。

◆特記事項の例◆

現在、入所中で、以前（1か月以上前）は「一人で外に出たがり目が離せない」行動が週に5回ほど起っていたが、フロアの外や階段、エレベーターの前に観葉植物を置いたところ、現時点ではその行動がなくなったため、「1.ない」を選択する。

(3) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
現在、入所中で、フロアの外や階段、エレベーターの前に観葉植物を置いたところ、現時点ではその行動がなくなったが、観葉植物を置く等をしないと、行動が週に5回ほど起ることが再発すると考えられる。	「3.ある」	「1.ない」を選択する。 環境上の工夫等で外に出ることがなかつたり、または、歩けない場合等は含まない。

第4群

4-10 収集癖（有無）

4-10

いろいろなもの
を集めたり、無
断でもつくる

評価軸：③有無

1. ない
2. ときどきある
3. ある

(1) 調査項目の定義

「いろいろのものを集めたり、無断でもつくる」行動の頻度を評価する項目である。
ここでいう「いろいろのものを集めたり、無断でもつくる」行動とは、いわゆる収集癖の行動のことである。

(2) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

昔からの性格や生活習慣等で、箱や包装紙等を集めたり等ではなく、明らかに周囲の状況に合致しない行動のことである。

◆特記事項の例◆

昔からの性格や生活習慣等で、不要と思える箱や新聞紙を捨てないでいるが、明らかに周囲の状況に合致しない行動ではないため、「1.ない」を選択する。

◆特記事項の例◆

毎日庭に出て石を拾ってきては自室内に保管している。部屋の大部分を占拠しており、明らかに周囲の状況に合致しない行動であり「3.ある」を選択する。収集した石を勝手に廃棄すると本人が怒るため、家族はそのままにしている。

(3) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
昔からの習慣で、不要 と思える箱や新聞紙 を捨てないでいる。	「3.ある」	「1.ない」を選択する。 昔からの習慣で、箱や包装紙等を集めるたりしている等ではなく、明らかに周囲の状況に合致しない行動があるかで選択する。

第4群

4-11 物や衣類を壊す（有無）

4-11
物を壊したり、
衣類を破いたり
する

評価軸：③有無

1. ない
2. ときどきある
3. ある

(1) 調査項目の定義

「物を壊したり、衣類を破いたりする」行動の頻度を評価する項目である。

(2) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

壊れるものを周囲に置かないようとする、破れないようとする等の工夫により、「物を壊したり、衣類を破いたりする」行動がみられない場合は、「1.ない」を選択する。この場合予防的手段が講じられていない場合の状況、発生する介護の手間、頻度について特記事項に記載する。

明らかに周囲の状況に合致しない、物を捨てる行為も含む。

◆特記事項の例◆

以前は、上着のボタンをちぎり捨てたりして家族がその都度に修繕していた（週1回程度）。ファスナーのものに変えてからは、服を破ることはなくなったため、「1.ない」を選択する。

◆特記事項の例◆

気に入らないことがあると周囲のものをとって投げることが月1回ほどあり、家族は、掃除等に手間を要しているとのこと。頻度より「2.ときどきある」を選択する。

(3) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
上着をボタンのものからファスナーのものに変えたため、現在はボタンをちぎり捨てることはなくなったが、以前のボタンの服の時は上着のボタンをちぎり捨てたりしていた。	「2.ときどきある」	「1.ない」を選択する。 壊れるものを周囲に置かないようとする、破れないようとする等の工夫により、「物を壊したり、衣類を破いたりする」行動がみられない場合は、「1.ない」を選択するが、この場合予防的手段が講じられていない場合の状況、発生する介護の手間、頻度について記載する。

第4群

4-12 ひどい物忘れ（有無）

評価軸：③有無

4-12
ひどい物忘れ

1. ない
2. ときどきある
3. ある

(1) 調査項目の定義

「ひどい物忘れ」行動の頻度を評価する項目である。

ここでいう「ひどい物忘れ」行動とは、認知症の有無や知的レベルは問わない。

この物忘れによって、何らかの行動が起こっていることをいう。

◆特記事項の例◆

買い物の度に近所のスーパーで大量の卵を購入し、冷蔵庫の中には、食べられる量以上の卵が入れられているため、「3.ある」を選択する。家族は、調理等で冷蔵庫を開けるついでに確認し、余分な卵があれば捨てているが、大した手間ではないという。

(2) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

ひどい物忘れがあっても、それに起因する行動が起きていない場合は、「1.ない」を選択する。

◆特記事項の例◆

食事をしたことは覚えていないが、しつこく食事を要求するといった行動はないため、「1.ない」を選択する。

(3) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
ねたきりで、認知症もあるが、意思疎通が全くできない。	「3.ある」	「1.ない」を選択する。 「ひどい物忘れ」に起因する行動が生じているか否かで選択する。

4-13 意味もなく 独り言や独り笑 いをする	評価軸 : ③有無
	1. ない 2. ときどきある 3. ある

(1) 調査項目の定義

「意味もなく独り言や独り笑いをする」行動の頻度を評価する項目である。

ここでいう「意味もなく独り言や独り笑いをする」行動とは、場面や状況とは無関係に（明らかに周囲の状況に合致しないにも関わらず）、独り言を言う、独り笑いをする等の行動が持続したり、あるいは突然にそれらの行動が現れたりすることである。

(2) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

性格的な理由等で、独り言が多い等ではなく場面や目的から著しく逸脱した行動があるかどうかで選択する。

◆特記事項の例◆

家族の話では、昔から独り言の癖があるとのことであるが、場面や目的から著しく逸脱した行動ではないため、「1.ない」を選択する。

◆特記事項の例◆

なにも無いところに向かって一人で話しかけていることが週1回ほどあるので、「3.ある」を選択する。今のところなにも対応はしていない。

(3) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
家族の話では、もともとの性格で、独り言が多い。	「3.ある」	「1.ない」を選択する。 性格的な理由等で、独り言が多い等ではなく、場面や目的から著しく逸脱した行動があるかどうかで選択する。

4-14
自分勝手に
行動する

評価軸：③有無

1. ない
2. ときどきある
3. ある

(1) 調査項目の定義

「自分勝手に行動する」頻度を評価する項目である。
ここでいう「自分勝手に行動する」とは、明らかに周囲の状況に合致しない自分勝手な行動することである。

(2) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

いわゆる、性格的に「身勝手」「自己中心的」等のことではなく、場面や目的から著しく逸脱した行動があるかどうかで選択する。

◆特記事項の例◆

家族の話では、昔から自分勝手に行動することがあって、性格的に「身勝手」「自己中心的」等のことで、周囲の状況に合致しない行動ではないため、「1.ない」を選択する。

(3) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
介護者である妻の話では、もともとの性格から、自分勝手な行動が多い。	「3.ある」	「1.ない」を選択する。 もともとの性格からの自分勝手な行動ではなく、明らかに周囲の状況に合致しない行動があるかどうかで選択する。

第4群

4-15 話がまとまらない（有無）

4-15
話がまとまらず、
会話にならない

評価軸：③有無

1. ない
2. ときどきある
3. ある

(1) 調査項目の定義

「話がまとまらず、会話にならない」行動の頻度を評価する項目である。

ここでいう「話がまとまらず、会話にならない」行動とは、話の内容に一貫性がない、話題を次々と変える、質問に対して全く無関係な話しが続く等、会話が成立しない行動のことである。

(2) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

いわゆる、もともとの性格や生活習慣等の理由から、会話が得意ではない（話下手）等のことではなく、明らかに周囲の状況に合致しない行動のことである。

◆特記事項の例◆

話の内容に一貫性がない、話題を次々と変える、質問に対して全く無関係な話が続く等があるが、家族の話では、昔からのことであり、明らかに周囲の状況に合致しない行動ではないため、「1.ない」を選択する。家族は慣れているため特に支障は生じていない。

(3) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
介護者である妻の話では、昔から話の内容が分かりにくいことが多いとのこと。	「3.ある」	「1.ない」を選択する。 もともとの性格や生活習慣等の理由から、会話が得意ではない（話下手）等のことではなく、明らかに周囲の状況に合致しない行動であるかで選択する。

第5群

社会生活への適応

第5群

社会生活への適応

「第5群 社会生活への適応」は、薬の内服、金銭の管理、買い物等の社会生活を行う能力や、日常の意思決定、集団への参加ができない等の社会生活への適応に関して調査を行う項目の群（グループ）である。

この群では、日常の意思決定が能力の評価軸、集団への不適応が有無の評価軸となっている以外、他の4項目はすべて介助を評価軸とした項目となっている。

		評価軸			調査内容				
		①能力	②介助	③有無	①ADL・起居動作	②認知	③行動	④社会生活	⑤医療
社会生活 への適応	「5-1 薬の内服」		○					○	
	「5-2 金銭の管理」		○					○	
	「5-3 日常の意思決定」	○				○			
	「5-4 集団への不適応」			○		○			
	「5-5 買い物」		○					○	
	「5-6 簡単な調理」		○					○	

第5群

5-1 薬の内服（介助の方法）

評価軸：②介助の方法

5-1 薬の内服

1. 介助されていない
2. 一部介助
3. 全介助

(1) 調査項目の定義

「薬の内服」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。
ここでいう「薬の内服」とは、薬や水を手元に用意する、薬を口に入れる、飲み込むという一連の行為のことである。

(2) 選択肢の選択基準

「1. 介助されていない」

- ・「薬の内服」の介助が行われていない場合をいう。
- ・視覚障害等があり、薬局が内服の時間・量を点字でわかるようにしており、内服は自分でできている場合は、「1.介助されていない」を選択する。

「2. 一部介助」

- ・薬を飲む際の見守り、飲む量の指示等が行われている、あるいは、飲む薬や水を手元に用意する、オブラーントに包む、介護者が分包する等、何らかの介助が行われている場合をいう。
- ・予め薬局で分包されている場合は含まない。

「3. 全介助」

- ・薬や水を手元に用意する、薬を口に入れるという一連の行為に介助が行われている場合をいう。

(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

飲む時間や飲む量の理解を問う項目ではなく、薬の内服について、介助が行われているかどうかを評価する項目である。薬の内服が適切でないなどのために飲む量の指示等の介助が行われている場合は「2.一部介助」を選択する。

適切に薬を飲めていないにもかかわらず介助が発生していない場合には、「1.介助されていない」を選択するが、明らかに介助が不足していると判断される場合、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載する。

インスリン注射、塗り薬の塗布等、内服以外のものは含まない。

◆特記事項の例◆

糖尿病に罹患しており、薬を処方されているが、自分で薬、水を用意し、飲んでいるため「1.介助されていない」を選択する。ただし、飲み残し、飲み過ぎがあり、血糖管理ができておらず、低血糖で病院に運ばれたことがある。介助の必要性があると考えられる。

① 朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

② 薬があらかじめ分包されている場合

薬があらかじめ薬局で分包されている場合は含まない。家族が行う場合は、介助の方法で選択する。

◆特記事項の例◆

「麻痺等」があり、それぞれの薬の包み（パッケージ）から薬を取り出したりはできないが、予め薬局で分包されており、「薬の内服」の介助は行われていないため、「1.介助されていない」を選択する。

③ 調査対象の行為自体が発生しない場合

薬の内服がない（処方されていない）場合は、介助自体が発生していないため、「1.介助されていない」を選択する。

◆特記事項の例◆

現在、薬の内服がない（処方されていない）ため、「1.介助されていない」を選択する。

④ 常時、介助を提供する者がいない場合

常時、介助を提供する者がいない場合、不足となっている介助に基づいて基本調査の選択を行う。

これに該当する場合は、介助が不足と判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

⑤ 入院・入所等で本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合

入院・入所等で、本人の能力はあると思えても、実際に行われている介助の状況で選択する。

介護者（家族や訪問看護師等）が、薬を1回分ずつ分かるように分包する等の場合は、「2.一部介助」を選択する。しかし、予め薬局で分包した場合は該当しない。

入院・入所等で、薬の仕分けや配薬が一律に行われている場合は、「2.一部介助」を選択する。

入院・入所や介護者の状況等によって、本人の能力はあると思えるが介助が発生している等と思われる場合は、その状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

◆特記事項の例◆

現在、入所中であり、本人の能力はあると思えるが、施設の介護業務の中で、薬の仕分けや配薬が介護職員によって行われ内服のみ自分で行っているため、「2.一部介助」を選択する。

(4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
現在、薬の内服はないが、処方された場合は、重度の認知症があるため、「薬の内服」は自分でできない。	「3.全介助」	「1.介助されていない」を選択する。薬の内服がない（処方されていない）場合は、介助自体が発生していないため、「1.介助されていない」を選択する。
自分勝手に薬を飲んだり飲まなかつたりする。	「1.介助されていない」	適切な服薬のため、服用量だけ服用時間に渡すなどが行われている場合は、「2.一部介助」を選択する。
	「2.一部介助」	全く介助がされていない場合には、「1.介助されていない」を選択する。ただし、明らかに介助が不足している場合、その旨を特記事項に記載する。

5-2
金銭の管理

評価軸：②介助の方法

1. 介助されていない
2. 一部介助
3. 全介助

(1) 調査項目の定義

「金銭の管理」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。

ここでいう「金銭の管理」とは、自分の所持金の支出入の把握、管理、出し入れする金額の計算等の一連の行為である。

(2) 選択肢の選択基準

「1. 介助されていない」

- ・「金銭の管理」の介助が行われていない場合をいう。
- ・自分の所持金（預金通帳等）の支出入の把握や管理を自分で行っている、出し入れする金額の計算を介助なしに自分で行っている場合をいう。

「2. 一部介助」

- ・金銭の管理に何らかの介助が行われている、あるいは、小遣いとして少額のみ自己管理している場合をいう。
- ・介護者が確認する場合も含まれる。

「3. 全介助」

- ・「金銭の管理」の全てに介助が行われている場合をいう。
- ・認知症等のため金銭の計算ができず、支払いが発生した際に、介護者が財布にあらかじめ準備しておいたお金の出し入れのみ行う場合には、「3.全介助」を選択する。

(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

銀行に行き出入金を行う等、金銭の出し入れは含まない。

無駄な買物をしているか、あるいは適切な財産の管理をしているか等の金銭の使用の適切さについては問わないが、介護者が精算するなどの介助が発生している場合は「2.一部介助」を選択する。

◆特記事項の例◆

自分で金銭の管理を行っているが、家族が週一回財布の中身を確かめ、精算等の介助をしている。このため「2.一部介助」を選択する。

① 金銭を使用する機会がない場合

身体的には車いすで移動することが可能で、計算能力もあるが、自分でお金を使う機会がない場合等、施設や家族等が管理を行っている場合は、「3.全介助」を選択する。

◆特記事項の例◆

現在、入所中で、身体的には車いすで移動することが可能で、計算能力もあるが、家族が金銭を管理しており、月々の小遣い程度も渡されていないとのことで、「3.全介助」を選択する。

② 常時、介助を提供する者がいない場合

常時、介助を提供する者がいない場合、不足となっている介助に基づいて基本調査の選択を行う。

これに該当する場合は、介助が不足と判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

③ 入院・入所等で本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合

入院・入所等で、本人の能力はあると思えても、実際に行われている介助の状況で選択する。

入院・入所や介護者の状況等によって、本人の能力はあると思えるが介助が発生している等と思われる場合は、その状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

◆特記事項の例◆

計算能力もあるが、現在、入所中で、自分でお金を使う機会が殆どないため、家族が管理を行っているため、「3.全介助」を選択する。

(4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
重度の寝たきり状態で、金融機関からの現金の出し入れや買い物等は家族に頼んでいるが、所持金の支出入について把握しており、自分で管理している。	「4.全介助」	「1.介助されていない」を選択する。 金融機関からの現金の出し入れは問わない。自分の所持金の支出入の管理について介助が行われていないので、「1.介助されていない」を選択する。

5-3
日常の意思決定

評価軸：①能力

1. できる（特別な場合でもできる）
2. 特別な場合を除いてできる
3. 日常的に困難
4. できない

(1) 調査項目の定義

「日常の意思決定」の能力を評価する項目である。
ここでいう「日常の意思決定」とは、毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定できる能力をいう。

(2) 選択肢の選択基準

「1. できる（特別な場合でもできる）」

- ・常時、あらゆる場面で意思決定ができる。

「2. 特別な場合を除いてできる」

- ・慣れ親しんだ日常生活状況のもとでは、見たいテレビ番組やその日の献立、着る服の選択等に関する意思決定はできるが、ケアプランの作成への参加、ケアの方法・治療方針への合意等には、指示や支援を必要とする。

「3. 日常的に困難」

- ・慣れ親しんだ日常生活状況のもとでも、意思決定がほとんどできないが、見たいテレビ番組やその日の献立、着る服の選択等に関する意思決定をすることがある。

「4. できない」

- ・意思決定が全くできない、あるいは、意思決定ができるかどうかわからない場合等をいう。

(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

特別な場合の意思決定においては、冠婚葬祭式事、町内会行事等への参加を本人自身が検討しているかについてたずねてもよい。

◆特記事項の例◆

地域の行事には参加しているが、本人の意思ではなく、家族に連れられて参加している。好きなテレビ番組はかかさず見ていることから「2.特別な場合を除いてできる」を選択する。

「日常の意思決定」は能力を問う項目であるが、申請者の日常的な状態を把握するための項目であることから、他の能力を問う項目とは異なり、調査日の状況と調査対象者及び介護者等から聞き取りした日頃の状況が異なる場合は、日頃の状況を反映する選択肢を選択し、調査日の状況と日頃の状況の両者を特記事項に記載する。

◆特記事項の例◆

ごくまれに、手渡した服が嫌だというそぶりを見せることがある。日常的には着る服の選択について意思決定をすることはほとんどないので、「3.日常的に困難」を選択する。

(4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
治療方針に不満を持っているにも関わらず、担当医との関係を考えてその旨は伝えていない。	「2.特別な場合を除いてできる」	「1.できる（特別な場合もできる）」 担当医に対して不満の意思表明をしないという意思決定がなされているため「1.できる（特別な場合もできる）」を選択する。

評価軸：③有無

5-4
集団への不適応

1. ない
2. ときどきある
3. ある

(1) 調査項目の定義

「集団への不適応」の行動の頻度を評価する項目である。
ここでいう「集団への不適応」の行動とは、家族以外の他者の集まりに参加することを強く拒否したり、適応できない等、明らかに周囲の状況に合致しない行動のことである。

(2) 選択肢の選択基準

「1. ない」

- ・集団への不適応が、（過去に1回以上あったとしても）過去1か月間に1度も現れたことがない場合や月1回以上の頻度では現れない場合をいう。
- ・意識障害、寝たきり等の理由により集団活動に参加する可能性がほとんどない場合も含まれる。

「2. ときどきある」

- ・少なくとも1か月間に1回以上、1週間に1回未満の頻度で現れる場合をいう。

「3. ある」

- ・少なくとも1週間に1回以上の頻度で現れる場合をいう。

(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

いわゆる、性格や生活習慣等の理由から、家族以外の他者の集まりに入ることが好きではない、得意ではない等のことではなく、明らかに周囲の状況に合致しない行動のことである。

◆特記事項の例◆

家族の話では、独りでいることが好きで、家族以外の人と話しをするのも好きではないとのことであるが、明らかに周囲の状況に合致しない行動ではないため、「1.ない」を選択する。

◆特記事項の例◆

家族の話では、デイサービスで集団でのゲームに誘われると嫌がって奇声を発することが月に1～2回ほどあるとのことなので「2. ときどきある」を選択する。嫌がる場合は、少し離れた場所へ連れて行き、テレビを見ている。

(4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
介護者である妻の話 しては、明らかに周囲の状況に合致しない行動ではないが、もともとの性格や生活習慣から、家族以外の人と一緒にいることが好きではなく、集団活動には全く参加していない。	「3.ある」	「1.ない」を選択する。 もともとの性格や生活習慣等の理由から、家族以外の人と一緒にいることが好きではなく、集団活動には全く参加していないかどうか等のことではなく、明らかに周囲の状況に合致しない行動であるかどうかで選択する。

第5群

5-5 買い物（介助の方法）

5-5
買い物

評価軸：②介助の方法

1. 介助されていない
2. 見守り等
3. 一部介助
4. 全介助

(1) 調査項目の定義

「買い物」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。

ここでいう「買い物」とは、食材等の日用品を選び、代金を支払うことである。

(2) 選択肢の選択基準

「1. 介助されていない」

- ・「買い物」の介助が行われていない場合をいう。
- ・食材等の日用品を選び、代金を支払うことを介助なしで行っている場合をいう。
- ・店舗等に自分で電話をして注文をして、自宅へ届けてもらう場合も含む。

「2. 見守り等」

- ・買い物に必要な行為への「確認」「指示」「声かけ」のことである。

「3. 一部介助」

- ・陳列棚から取る、代金を支払う等、「買い物」の行為の一部に介助が行われている場合をいう。

「4. 全介助」

- ・「買い物」の全てに介助が行われている場合をいう。

(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

店舗等までの移動、及び店舗内での移動については含まない。

店舗等に自分でインターネットや電話をして注文をして、自宅へ届けてもらうことは「買い物」をしていることに含む。

家族やヘルパー等に買い物を依頼する場合は、「買い物の依頼」、「買い物を頼んだ人への支払い」も含めた一連の行為に対して介助が行われているかどうかで選択する。

無駄な買い物をしているか等の買い物の適切さについては問わないが、介護者が精算、返品等の介助を行っている場合は「3.一部介助」を選択する。

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

◆特記事項の例◆

近くのスーパーへ一人で買い物に行くが、不必要的商品も買ってきてしまうため、家族が週一回返品に行く。そのため「3.一部介助」を選択する。

① 調査対象の行為自体が発生しない場合

入院・入所等で、身体的には車いすで移動することが可能で、商品を選び、代金を支払う能力もあるが、自分で買い物をする機会がない場合等、施設や家族等が買い物を行っている場合は、「4.全介助」を選択する。

◆特記事項の例◆

身体的には車いすで移動することが可能で、商品を選び、代金を支払う能力もあるが、家族が買い物を行っているということで、「4.全介助」を選択する。

② 常時、介助を提供する者がいない場合

常時、介助を提供する者がいない場合、不足となっている介助に基づいて基本調査の選択を行う。これに該当する場合は、介助が不足と判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

③ 入院・入所等で本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合

入院・入所等で、本人の能力はあると思えても、実際に行われている介助の状況で選択する。

入院・入所や介護者の状況等によって、本人の能力はあると思えるが介助が発生している等と思われる場合は、その状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

◆特記事項の例◆

現在、入所中で、身体的には車いすで移動することが可能で、商品を選び、代金を支払う能力もあるが、施設職員が買い物を行っているということで、「4.全介助」を選択する。

(4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
歩行ができず、店舗に行くことができないので、自分で電話をして注文をして、自宅へ届けてもらっている。	「3.一部介助」	「1.介助されていない」を選択する。 店舗等に自分で電話をして注文をして、自宅へ届けてもらう場合など、サービスの一部として提供される配達などは、介助とは考えられないため、「1.介助されていない」を選択する。
本人が、電話で買い物をヘルパーに頼んでおき、必要な日用品等を買い揃えている。 代金はヘルパーが立替え、本人がヘルパーに支払っている。	「4.全介助」	「3.一部介助」を選択する。 家族やヘルパー等に買い物を依頼する場合は、「買い物の依頼」、「買い物を頼んだ人への支払い」も含めた一連の行為に対して介助が行われているかどうかで選択する。

5-6
簡単な調理

評価軸：②介助の方法

1. 介助されていない
2. 見守り等
3. 一部介助
4. 全介助

(1) 調査項目の定義

「簡単な調理」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。
ここでいう「簡単な調理」とは、「炊飯」、「弁当、惣菜、レトルト食品、冷凍食品の加熱」、「即席めんの調理」をいう。
一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

(2) 選択肢の選択基準

「1. 介助されていない」

- ・「簡単な調理」の介助が行われていない場合をいう。

「2. 見守り等」

- ・「確認」「指示」「声かけ」等が行われていることをいう。

「3. 一部介助」

- ・「簡単な調理」の行為の一部に介助が行われている場合をいう。

「4. 全介助」

- ・「簡単な調理」の全てに介助が行われている場合をいう。

(3) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

配下膳、後片付けは含まない。
食材の買い物については含まない。
お茶、コーヒー等の準備は含まない。
買ってきた惣菜や弁当をそのまま食べるという食生活をしている場合は、「1.介助されていない」を選択する。

米飯、弁当、惣菜、レトルト食品、冷凍食品、即席めんを日常的に食べない場合には、介助が発生していないため「1.介助されていない」を選択する。

① 調査対象の行為自体が発生しない場合

経管栄養で調理の必要のない流動食のみを投与されている場合は、「簡単な調理」に対する介助は行われていないため、「1.介助されていない」を選択する。

② 常時、介助を提供する者がいない場合

常時、介助を提供する者がいない場合、不足となっている介助に基づいて基本調査の選択を行う。これに該当する場合は、介助が不足と判断した根拠、選択した介助の方法の選択理由等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

◆特記事項の例◆

独居で、介護者がなく、レトルト食品を加熱せずそのまま食べており、簡単な調理の一部に介助が必要な状態と考え「3.一部介助」を選択する。

③ 入院・入所等で本人の能力はあると思えるが介助が発生している場合

入院・入所等で、本人の能力はあると思えても、実際に行われている介助の状況で選択する。入院・入所や介護者の状況等によって、本人の能力はあると思えるが介助が発生している等と思われる場合は、その状況について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

◆特記事項の例◆

現在、入所中で、レトルト食品等を温める等の簡単な調理を行う能力もあるが、施設職員が調理を行っているということで、「4.全介助」を選択する。

(4) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
お湯を沸かして、レトルト食品を温めたり、電子レンジを使用することはなく、買ってきた惣菜や弁当をそのまま食べている。	「4.全介助」	「1.介助されていない」を選択する。 買ってきた惣菜や弁当を、ラップを開けたり自分で行い、そのまま食べていても、電子レンジで温めたり等の介助が行われていない場合は、「1.介助されていない」を選択する。

その他

過去 14 日間にうけた特別な医療について（有無）

その他

過去 14 日間にうけた特別な医療について

	評価軸			調査内容				
	①能力	②介助	③有無	①ADL・起居動作	②認知	③行動	④社会生活	⑤医療
その他 「特別な医療について(12)」			○					○

【処置内容】

1. 点滴の管理
2. 中心静脈栄養
3. 透析
4. ストーマ（人工肛門）の処置
5. 酸素療法
6. レスピレーター（人工呼吸器）
7. 気管切開の処置
8. 疼痛の看護
9. 経管栄養

【特別な対応】

10. モニター測定（血圧、心拍、酸素飽和度等）
11. じょくそうの処置
12. カテーテル（コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等）

■調査項目の定義と選択肢の選択基準等及び特記事項の記載例

「過去 14 日間にうけた特別な医療の有無」を評価する項目である。

ここでいう「特別な医療」とは、医師、または、医師の指示に基づき看護師等によって実施される行為に限定される。サービスを提供する機関の種類は問わず、医師の指示が過去 14 日以内に行われているかどうかも問わない。

家族、介護職種の行う類似の行為は含まない。

継続して実施されているもののみを対象とし、急性疾患への対応で一時的に実施される医療行為は含まない。

したがって、調査の時点で、医師の診断により処置が終了、完治している場合は、過去 14 日間に処置をしていても、継続して行われていないため該当しない。

これらの行為は意思疎通がとれない在宅の調査対象者の場合は、聞き取りのできる家族等の介護者に同席してもらうことが望ましい。

調査対象者、家族、又は介護者から情報を得ることとし、医療機関に記載内容を確認することは守秘義務の問題及び治療上の必要から治療内容について告知を行っていない場合があるため適切ではない。

なお「特別な医療」が定義に即して実施されていることを介護認定審査会委員が検討できるようにするため「実施頻度／継続性」、「実施者」、「当該医療行為を必要とする理由」について特記事項に記載すること。

■ 1. 点滴の管理

(1) 調査項目の定義

「過去 14 日間にうけた特別な医療」の中の「点滴の管理の有無」を評価する項目である。

ここでいう「点滴の管理」とは、医師の指示に基づき、過去 14 日以内に看護師等によって実施された行為のみとする。急性期の治療を目的とした点滴は含まない。

(2) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

点滴の針が留置されているが、現在点滴は行われていない場合であっても、必要に応じて点滴が開始できる体制にあれば該当する。

「8.疼痛の看護」で点滴が用いられ、本項目の定義に従って管理がなされている場合は、両方とも該当する。

◆特記事項の例◆

栄養補給を目的とした点滴の針が留置されているが、現在点滴は行われていない。しかし、必要に応じて点滴が開始できる体制にあるため、「ある（該当する）」を選択する。管理は看護師が行っている。

(3) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
点滴の針が留置されているが、現在点滴は行われていない。しかし、必要に応じて点滴が開始できる体制にある。	ない（該当しない）	「ある（該当する）」を選択する。 点滴の針が留置されているが、現在点滴は行われていない場合であっても、必要に応じて点滴が開始できる体制にあれば該当する。

■ 2. 中心静脈栄養**(1) 調査項目の定義**

「過去 14 日間にうけた特別な医療」の中の「中心静脈栄養の有無」を評価する項目である。

ここでいう「中心静脈栄養」とは、医師の指示に基づき、過去 14 日以内に看護師等によって実施された行為のみとする。

(2) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

現在、栄養分が供給されていなくても、必要に応じて中心静脈栄養が供給できる体制にある場合も含む。

経口摂取が一部可能である者であっても、中心静脈栄養が行われている場合も含む。

◆特記事項の例◆

現在、栄養分が供給されておらず、経口摂取が一部可能である。しかし、必要に応じて中心静脈栄養が供給できる体制にあるため、「ある（該当する）」を選択する。

(3) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
現在、栄養分が供給されていないが、必要に応じて中心静脈栄養が供給できる体制にある。	ない（該当しない）	「ある（該当する）」を選択する。 現在、栄養分が供給されていなくても、必要に応じて中心静脈栄養が供給できる体制にある場合、「ある（該当する）」を選択する。

■ 3. 透析**(1) 調査項目の定義**

「過去 14 日間にうけた特別な医療」の中の「透析の有無」を評価する項目である。

ここでいう「透析」とは、医師の指示に基づき、過去 14 日以内に看護師等によって実施された行為のみとする。

(2) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

透析の方法や種類を問わない。

◆特記事項の例◆

腎不全のため、2年前より週に2回の「血液透析」をうけており、「ある（該当する）」を選択する。介助者なしで通院している。

(3) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
「血液透析」ではなく、「腹膜透析」をうけている。	ない（該当しない）	「ある（該当する）」を選択する。 透析の方法や種類は問わない。

■ 4. ストーマ（人工肛門）の処置

(1) 調査項目の定義

「過去 14 日間にうけた特別な医療」の中の「ストーマ（人工肛門）の処置の有無」を評価する項目である。

ここでいう「ストーマ（人工肛門）の処置」とは、医師の指示に基づき、過去 14 日以内に看護師等によって実施された行為のみとする。

(2) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

「ストーマ（人工肛門）の処置」については、人工肛門が造設されている者に対して消毒、バッグの取り替え等の処置が行われているかどうかを評価する。

◆特記事項の例◆

人工肛門が造設されており、消毒、バッグの取り替え等の処置が医師に指示に基づき、訪問看護によって行われているため、「ある（該当する）」を選択する。

(3) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
看護師等によるパウチ交換と消毒が行われている。	ない（該当しない）	「ある（該当する）」を選択する。 人工肛門が造設されている者に対して消毒、バッグの取り替え等の処置が行われているかどうかを評価する。

■ 5. 酸素療法

(1) 調査項目の定義

「過去 14 日間にうけた特別な医療」の中の「酸素療法の有無」を評価する項目である。

ここでいう「酸素療法」とは、医師の指示に基づき、過去 14 日以内に看護師等によって実施された行為のみとする。

(2) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

呼吸器、循環器疾患等により酸素療法が行われているかを評価する項目である。
実施場所は問わない。

◆特記事項の例◆

呼吸器不全があり、自宅（居宅）では行われていないが、半年前より通院において医師による酸素療法が行われているため、「ある（該当する）」を選択する。

(3) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
外出時のみ酸素療法が行われており、自宅（居宅）では行われていない。	ない（該当しない）	「ある（該当する）」を選択する。 実施場所は問わない。

■ 6. レスピレーター（人工呼吸器）**(1) 調査項目の定義**

「過去 14 日間にうけた特別な医療」の中の「レスピレーター（人工呼吸器）の有無」を評価する項目である。

ここでいう「レスピレーター（人工呼吸器）」とは、医師の指示に基づき、過去 14 日以内に看護師等によって実施された行為のみとする。

(2) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

経口・経鼻・気管切開の有無や、機種は問わない。

◆特記事項の例◆

看護職員の管理の下、鼻マスク陽圧人工呼吸療法（NIPPV）に鼻マスク式補助換気用人工呼吸器を使用しており、「ある（該当する）」を選択する。

(3) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
鼻マスク陽圧人工呼吸療法（NIPPV）に鼻マスク式補助換気用人工呼吸器を使用している。	ない（該当しない）	「ある（該当する）」を選択する。 経口・経鼻・気管切開の有無や、機種は問わない。

■ 7. 気管切開の処置

(1) 調査項目の定義

「過去 14 日間にうけた特別な医療」の中の「気管切開の処置の有無」を評価する項目である。ここでいう「気管切開の処置」とは、医師の指示に基づき、過去 14 日以内に看護師等によって実施された行為のみとする。

(2) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

気管切開が行われている者に対して、カニューレの交換、開口部の消毒、ガーゼ交換、開口部からの喀痰吸引などの処置が行われているかどうかを評価する。

◆特記事項の例◆

半年前に気管切開が行われており、カニューレの交換、開口部の消毒、ガーゼ交換、開口部からの喀痰吸引等の処置が医師の指示に基づき、訪問看護によって行われているため、「ある（該当する）」を選択する。

(3) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
気管切開はしていないが、日に 10 回ほど喀痰吸引を行わなければならぬ。	ある（該当する）	「ない（該当しない）」を選択する。 気管切開が行われている者に対して、カニューレの交換、開口部の消毒、ガーゼ交換、開口部からの喀痰吸引などの処置が行われているかどうかを評価する。

■ 8. 疼痛の看護

(1) 調査項目の定義

「過去 14 日間にうけた特別な医療」の中の「疼痛の看護の有無」を評価する項目である。ここでいう「疼痛の看護」とは、医師の指示に基づき、過去 14 日以内に看護師等によって実施された行為のみとする。

(2) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

疼痛の看護において想定される疼痛の範囲は、がん末期のペインコントロールに相当するひどい痛みであり、これらの病態に対し鎮痛薬の点滴、硬膜外持続注入、座薬、貼付型経皮吸収剤、注射が行われている場合とする。

整形外科医の指示で、理学療法士の行う痛みのための電気治療については該当しない。

一般的な腰痛、関節痛などの痛み止めの注射や湿布等も該当しない。

さする、マッサージする、声かけを行う等の行為も該当しない。

痛み止めの内服治療は該当しない。

◆特記事項の例◆

がん末期のペインコントロールに相当する程度で、鎮痛薬の点滴や注射が行われており、「ある（該当する）」を選択する。

(3) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
整形外科医の指示で、理学療法士の行う痛みのための電気治療が実施されている。	ある（該当する）	「ない（該当しない）」を選択する。 整形外科医の指示で、理学療法士の行う痛みのための電気治療については該当しない。また、さする、マッサージする、声かけを行う等の行為も該当しない。

■ 9. 経管栄養

(1) 調査項目の定義

「過去 14 日間にうけた特別な医療」の中の「経管栄養の有無」を評価する項目である。

ここでいう「経管栄養」とは、医師の指示に基づき、過去 14 日以内に看護師等によって実施された行為のみとする。

(2) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

経口、経鼻、胃ろうであるかは問わない。

また、管が留置されている必要はなく、一部経口摂取が可能である場合であっても、経管栄養が行われている場合も含む。

「経管栄養」については、栄養の摂取方法として、経管栄養が行われているかどうかを評価する項目のため、栄養は中心静脈栄養で摂取し、投薬目的で胃管が留置されている場合は該当しない。

◆特記事項の例◆

脳卒中の後遺症で、食事の経口摂取が困難である。管が継続的に留置されておらず、一部経口摂取が可能であるが、摂取量を見て経鼻的に経管栄養が行われているため、「ある（該当する）」を選択する。栄養剤等の注入は、医師の指示に基づき、訪問看護によって行われている。

(3) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
栄養は中心静脈栄養で摂取し、投薬目的で胃管が留置されている。	ある（該当する）	「ない（該当しない）」を選択する。 栄養の摂取方法として、経管栄養が行われているかどうかを評価する項目のため、栄養は中心静脈栄養で摂取し、投薬目的で胃管が留置されている場合は該当しない。

■ 10. モニター測定（血圧、心拍、酸素飽和度等）

(1) 調査項目の定義

「過去 14 日間にうけた特別な医療」の中の「モニター測定（血圧、心拍、酸素飽和度等）の有無」を評価する項目である。

ここでいう「モニター測定（血圧、心拍、酸素飽和度等）」とは、医師の指示に基づき、過去 14 日以内に看護師等によって実施された行為のみとする。

(2) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

血圧、心拍、心電図、呼吸数、酸素飽和度のいずれか一項目以上について、24 時間にわたってモニターを体につけた状態で継続的に測定されているかどうかを評価する。

ただし、血圧測定の頻度は 1 時間に 1 回以上のものに限る。

◆特記事項の例◆

慢性心不全のため、心電図について、24 時間にわたってモニターを体につけた状態で、医師の指示に基づき、看護師が、継続的に測定しているため、「ある（該当する）」を選択する。

(3) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
自宅の血圧計で、訪問診察・訪問看護。家族で、24 時間にわたって、1 時間に 1 回程度の測定を行った。	ある（該当する）	「ない（該当しない）」を選択する。 医師の指示に基づき、過去 14 日以内に看護師等によって実施された行為のみで選択する。

■ 11. じょくそうの処置

(1) 調査項目の定義

「過去 14 日間にうけた特別な医療」の中の「じょくそうの処置の有無」を評価する項目である。

ここでいう「じょくそうの処置」とは、医師の指示に基づき、過去 14 日以内に看護師等によって実施された行為のみとする。

(2) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

じょくそうの大きさや程度は問わない。

◆特記事項の例◆

じょくそうは現時点では治ったが、予防の処置が医師の診断・指示に基づいて訪問看護において継続されているため、「ある（該当する）」を選択する。

(3) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
1か月前まであったが完治したとの診断を受け、現在は医師からじょくそうの処置に関する指示は出ていない。しかし、再発防止のために、訪問看護において外用薬を塗布し続けている。	ある（該当する）	「ない（該当しない）」を選択する。 医師の指示に基づき、過去 14 日以内に看護師等によって実施された行為のみとする。

■ 12. カテーテル（コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等）

(1) 調査項目の定義

「過去 14 日間にうけた特別な医療」の中の「カテーテル（コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等）の有無」を評価する項目である。

ここでいう「カテーテル（コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等）」とは、医師の指示に基づき、過去 14 日以内に看護師等によって実施された行為のみとする。

(2) 調査上の留意点及び特記事項の記載例

コンドームカテーテル、留置カテーテルの使用、もしくは間欠導尿等、尿の排泄のためのカテーテルが使用されており、その管理が看護師等によって行われているかどうかで選択する。

腎ろうについては、その管理を看護師等が行っている場合に該当する。

◆特記事項の例◆

自己導尿が可能であるが、調査の 5 日前に医師の指示に基づき、看護師等によって行われ、また、定期受診の度に処置を受ける見込みであるため、「ある（該当する）」を選択する。

(3) 異なった選択が生じやすい点

対象者の状況	誤った選択	正しい選択と留意点等
術後のドレナージをうけている。	ある（該当する）	「ない（該当しない）」を選択する。 術後のドレナージや、尿の排泄以外の目的のカテーテルは含まない。

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

(1) 判定の基準

調査対象者について、調査時の様子から下記の判定基準を参考に該当するものに○印をつけること。なお、全く障害等を有しない者については、自立に○をつけること。

生活自立	ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランク A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車いすに移乗する
	ランク C	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りもうてない

※判定に当たっては、補装具や自助具等の器具を使用した状態であっても差し支えない。

(2) 判定にあたっての留意事項

この判定基準は、地域や施設等の現場において、保健師等が何らかの障害を有する高齢者の日常生活自立度を客観的かつ短時間に判定することを目的として作成したものである。

判定に際しては「～をすることができる」といった「能力」の評価ではなく「状態」、特に『移動』に関わる状態像に着目して、日常生活の自立の程度を4段階にランク分けすることで評価するものとする。なお、本基準においては何ら障害を持たない、いわゆる健常高齢者は対象としていない。4段階の各ランクに関する留意点は以下のとおりである。

① 朝昼夜等の時間帯や体調等によって能力の程度が異なる場合

一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より頻回に見られる状況や日頃の状況で選択する。

その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

【ランクJ】

何らかの身体的障害等を有するが、日常生活はほぼ自立し、一人で外出する者が該当する。なお”障害等”とは、疾病や傷害及びそれらの後遺症あるいは老衰により生じた身体機能の低下をいう。

J－1はバス、電車等の公共交通機関を利用して積極的にまた、かなり遠くまで外出する場合が該当する。

J－2は隣近所への買い物や老人会等への参加等、町内の距離程度の範囲までなら外出する場合が該当する。

【ランクA】

「準寝たきり」に分類され、「寝たきり予備軍」ともいるべきグループであり、いわゆる house-bound に相当する。屋内での日常生活活動のうち食事、排泄、着替に関しては概ね自分で行い、留守番等をするが、近所に外出するときは介護者の援助を必要とする場合が該当する。

なお”ベッドから離れている”とは”離床”的ことであり、ふとん使用の場合も含まれるが、ベッドの使用は本人にとっても介護者にとっても有用であり普及が図られているところもあるので、奨励的意味からベッドという表現を使用した。

A－1は寝たり起きたりはしているものの食事、排泄、着替時はもとより、その他の日中時間帯もベッドから離れている時間が長く、介護者がいればその介助のもと、比較的多く外出する場合が該当する。

A－2は日中時間帯、寝たり起きたりの状態にはあるもののベッドから離れている時間が長いが、介護者がいてもまれにしか外出しない場合が該当する。

【ランクB】

「寝たきり」に分類されるグループであり、いわゆる chair-bound に相当する。B－1とB－2とは座位を保つことを自力で行うか介助を必要とするかどうかで区分する。日常生活活動のうち、食事、排泄、着替のいずれかにおいては、部分的に介護者の援助を必要とし、1日の大半をベッドの上で過ごす場合が該当する。排泄に関しては、夜間のみ”おむつ”をつける場合には、介助を要するものとはみなさない。なお、”車いす”は一般的のいすや、ポータブルトイレ等で読み替えても差し支えない。

B－1は介助なしに車いすに移乗し食事も排泄もベッドから離れて行う場合が該当する。

B－2は介助のもと、車いすに移乗し、食事または排泄に関しても、介護者の援助を必要とする。

【ランクC】

ランクBと同様、「寝たきり」に分類されるが、ランクBより障害の程度が重い者のグループであり、いわゆる bed-bound に相当する。日常生活活動の食事、排泄、着替のいずれにおいても介護者の援助を全面的に必要とし、1日中ベッドの上で過ごす。

C－1はベッドの上で常時臥床しているが、自力で寝返りをうち体位を変える場合が該当する。

C－2は自力で寝返りをうつこともなく、ベッド上で常時臥床している場合が該当する。

認知症高齢者の日常生活自立度

認知症高齢者の日常生活自立度

(1) 判定の基準

調査対象者について、訪問調査時の様子から下記の判定基準を参考に該当するものに○印をつけること。

なお、まったく認知症を有しない者については、自立に○印をつけること。

【参考】

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

(2) 判定にあたっての留意事項

「幻視・幻聴」、「暴言・暴行」、「火の不始末」、「不潔行為」、「異食行動」等、認定調査項目に含まれていない認知症に関連する症状については、特記事項に記載すること。

調査は、調査対象者が通常の状態（調査可能な状態）であるときに実施して下さい。本人が風邪をひいて高熱を出している等、通常の状態でない場合は再調査を行って下さい。

保険者番号 _____ 被保険者番号 _____

認定調査票（概況調査）

I 調査実施者（記入者）

実施日時	平成 年 月 日	実施場所	自宅内・自宅外()	
ふりがな				
記入者氏名			所属機関	

II 調査対象者

過去の認定	初回・2回め以降 (前回認定 年 月 日)	前回認定結果		非該当・要支援()・要介護()	
ふりがな					
対象者氏名		性別	男・女	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 (歳)
現住所	〒 -			電話	- -
家族等連絡先	〒 - 氏名() 調査対象者との関係()			電話	- -

III 現在受けているサービスの状況についてチェック及び頻度を記入してください。

在宅利用 [認定調査を行った月のサービス利用回数を記入。(介護予防)福祉用具貸与は調査日時点の、特定(介護予防)福祉用具販売は過去6月の品目数を記載]			
<input type="checkbox"/> (介護予防)訪問介護(ホームヘルプサービス)	月	回	<input type="checkbox"/> (介護予防)福祉用具貸与 品目
<input type="checkbox"/> (介護予防)訪問入浴介護	月	回	<input type="checkbox"/> 特定(介護予防)福祉用具販売 品目
<input type="checkbox"/> (介護予防)訪問看護	月	回	<input type="checkbox"/> 住宅改修 あり・なし
<input type="checkbox"/> (介護予防)訪問リハビリテーション	月	回	<input type="checkbox"/> 夜間対応型訪問介護 月 日
<input type="checkbox"/> (介護予防)居宅療養管理指導	月	回	<input type="checkbox"/> (介護予防)認知症対応型通所介護 月 日
<input type="checkbox"/> (介護予防)通所介護(デイサービス)	月	回	<input type="checkbox"/> (介護予防)小規模多機能型居宅介護 月 日
<input type="checkbox"/> (介護予防)通所リハビリテーション(デイケア)	月	回	<input type="checkbox"/> (介護予防)認知症対応型共同生活介護 月 日
<input type="checkbox"/> (介護予防)短期入所生活介護(特養等)	月	日	<input type="checkbox"/> 地域密着型特定施設入居者生活介護 月 日
<input type="checkbox"/> (介護予防)短期入所療養介護(老健・診療所)	月	日	<input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 月 日
<input type="checkbox"/> (介護予防)特定施設入居者生活介護	月	日	
<input type="checkbox"/> 市町村特別給付 []			
<input type="checkbox"/> 介護保険給付外の在宅サービス []			

施設利用	施設連絡先
<input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設	施設名 _____
<input type="checkbox"/> 介護老人保健施設	
<input type="checkbox"/> 介護療養型医療施設	
<input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護適用施設(グループホーム)	郵便番号 —
<input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護適用施設(ケアハウス等)	施設住所
<input type="checkbox"/> 医療機関(医療保険適用療養病床)	
<input type="checkbox"/> 医療機関(療養病床以外)	
<input type="checkbox"/> その他の施設	電話 — —

IV 調査対象者の家族状況、調査対象者の居住環境（外出が困難になるなど日常生活に支障となるような環境の有無）、日常的に使用する機器・器械の有無等について特記すべき事項を記入してください。

調査日 _____ 年 月 日

保険者番号 _____

被保険者番号 _____

認定調査票（基本調査）

1-1 麻痺等の有無について、あてはまる番号すべてに○印をつけてください。（複数回答可）

- | | | | | | |
|-------|--------|--------|--------|--------|---------------|
| 1. ない | 2. 左上肢 | 3. 右上肢 | 4. 左下肢 | 5. 右下肢 | 6. その他（四肢の欠損） |
|-------|--------|--------|--------|--------|---------------|

1-2 拘縮の有無について、あてはまる番号すべてに○印をつけてください。（複数回答可）

- | | | | | |
|-------|--------|--------|--------|---------------|
| 1. ない | 2. 肩関節 | 3. 股関節 | 4. 膝関節 | 5. その他（四肢の欠損） |
|-------|--------|--------|--------|---------------|

1-3 寝返りについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|---------------|----------------|---------|
| 1. つかまらないでできる | 2. 何かにつかまればできる | 3. できない |
|---------------|----------------|---------|

1-4 起き上がりについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|---------------|----------------|---------|
| 1. つかまらないでできる | 2. 何かにつかまればできる | 3. できない |
|---------------|----------------|---------|

1-5 座位保持について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | | |
|--------|-----------------|----------------|---------|
| 1. できる | 2. 自分の手で支えればできる | 3. 支えてもらえればできる | 4. できない |
|--------|-----------------|----------------|---------|

1-6 両足での立位保持について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|-------------|----------------|---------|
| 1. 支えなしでできる | 2. 何か支えがあればできる | 3. できない |
|-------------|----------------|---------|

1-7 歩行について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|---------------|----------------|---------|
| 1. つかまらないでできる | 2. 何かにつかまればできる | 3. できない |
|---------------|----------------|---------|

1-8 立ち上がりについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|---------------|----------------|---------|
| 1. つかまらないでできる | 2. 何かにつかまればできる | 3. できない |
|---------------|----------------|---------|

1-9 片足での立位保持について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|-------------|----------------|---------|
| 1. 支えなしでできる | 2. 何か支えがあればできる | 3. できない |
|-------------|----------------|---------|

1-10 洗身について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | | |
|-------------|---------|--------|-----------|
| 1. 介助されていない | 2. 一部介助 | 3. 全介助 | 4. 行っていない |
|-------------|---------|--------|-----------|

1-11 つめ切りについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|-------------|---------|--------|
| 1. 介助されていない | 2. 一部介助 | 3. 全介助 |
|-------------|---------|--------|

1-12 視力について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- 1. 普通（日常生活に支障がない）
- 2. 約 1 m 離れた視力確認表の図が見える
- 3. 目の前に置いた視力確認表の図が見える
- 4. ほとんど見えない
- 5. 見えているのか判断不能

1-13 聴力について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- 1. 普通
- 2. 普通の声がやっと聞き取れる
- 3. かなり大きな声なら何とか聞き取れる
- 4. ほとんど聞えない
- 5. 聞えているのか判断不能

2-1 移乗について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | | |
|-------------|---------|---------|--------|
| 1. 介助されていない | 2. 見守り等 | 3. 一部介助 | 4. 全介助 |
|-------------|---------|---------|--------|

2-2 移動について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | | |
|-------------|---------|---------|--------|
| 1. 介助されていない | 2. 見守り等 | 3. 一部介助 | 4. 全介助 |
|-------------|---------|---------|--------|

2-3 えん下について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|--------|---------|---------|
| 1. できる | 2. 見守り等 | 3. できない |
|--------|---------|---------|

2-4 食事摂取について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | | |
|-------------|---------|---------|--------|
| 1. 介助されていない | 2. 見守り等 | 3. 一部介助 | 4. 全介助 |
|-------------|---------|---------|--------|

2-5 排尿について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | | |
|-------------|---------|---------|--------|
| 1. 介助されていない | 2. 見守り等 | 3. 一部介助 | 4. 全介助 |
|-------------|---------|---------|--------|

2-6 排便について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | | |
|-------------|---------|---------|--------|
| 1. 介助されていない | 2. 見守り等 | 3. 一部介助 | 4. 全介助 |
|-------------|---------|---------|--------|

2-7 口腔清潔について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|-------------|---------|--------|
| 1. 介助されていない | 2. 一部介助 | 3. 全介助 |
|-------------|---------|--------|

2-8 洗顔について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|-------------|---------|--------|
| 1. 介助されていない | 2. 一部介助 | 3. 全介助 |
|-------------|---------|--------|

2-9 整髪について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|-------------|---------|--------|
| 1. 介助されていない | 2. 一部介助 | 3. 全介助 |
|-------------|---------|--------|

2-10 上衣の着脱について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | | |
|-------------|---------|---------|--------|
| 1. 介助されていない | 2. 見守り等 | 3. 一部介助 | 4. 全介助 |
|-------------|---------|---------|--------|

2-11 ズボン等の着脱について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | | |
|-------------|---------|---------|--------|
| 1. 介助されていない | 2. 見守り等 | 3. 一部介助 | 4. 全介助 |
|-------------|---------|---------|--------|

2-12 外出頻度について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 週1回以上 | 2. 月1回以上 | 3. 月1回未満 |
|----------|----------|----------|

3-1 意思の伝達について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | | |
|----------------------|--------------|---------------|---------|
| 1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる | 2. ときどき伝達できる | 3. ほとんど伝達できない | 4. できない |
|----------------------|--------------|---------------|---------|

3-2 毎日の日課を理解することについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください

- | | |
|--------|---------|
| 1. できる | 2. できない |
|--------|---------|

3-3 生年月日や年齢を言うことについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | |
|--------|---------|
| 1. できる | 2. できない |
|--------|---------|

3-4 短期記憶（面接調査の直前に何をしていたか思い出す）について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | |
|--------|---------|
| 1. できる | 2. できない |
|--------|---------|

3-5 自分の名前を言うことについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | |
|--------|---------|
| 1. できる | 2. できない |
|--------|---------|

3-6 今の季節を理解することについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | |
|--------|---------|
| 1. できる | 2. できない |
|--------|---------|

3-7 場所の理解（自分がいる場所を答える）について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | |
|--------|---------|
| 1. できる | 2. できない |
|--------|---------|

3-8 徘徊について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

3-9 外出すると戻れないことについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

4-1 物を盗られたなどと被害的になることについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

4-2 作話をすることについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

4-3 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

4-4 昼夜の逆転について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

4-5 しつこく同じ話をするについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

4-6 大声をだすことについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

4-7 介護に抵抗することについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

4-8 「家に帰る」等と言い落ち着きがないことについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

4-9 一人で外に出たがり目が離せないことについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

4-10 いろいろなものを集めたり、無断でもってることについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

4-11 物を壊したり、衣類を破いたりすることについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

4-12 ひどい物忘れについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

4-13 意味もなく独り言や独り笑いをすることについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

4-14 自分勝手に行動することについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

4-15 話がまとまらず、会話にならないことについて、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

5-1 薬の内服について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|-------------|---------|--------|
| 1. 介助されていない | 2. 一部介助 | 3. 全介助 |
|-------------|---------|--------|

5-2 金銭の管理について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|-------------|---------|--------|
| 1. 介助されていない | 2. 一部介助 | 3. 全介助 |
|-------------|---------|--------|

5-3 日常の意思決定について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | | |
|--------------------|-----------------|-----------|---------|
| 1. できる（特別な場合でもできる） | 2. 特別な場合を除いてできる | 3. 日常的に困難 | 4. できない |
|--------------------|-----------------|-----------|---------|

5-4 集団への不適応について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | |
|-------|-----------|-------|
| 1. ない | 2. ときどきある | 3. ある |
|-------|-----------|-------|

5-5 買い物について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | | |
|-------------|---------|---------|--------|
| 1. 介助されていない | 2. 見守り等 | 3. 一部介助 | 4. 全介助 |
|-------------|---------|---------|--------|

5-6 簡単な調理について、あてはまる番号に一つだけ○印をつけてください。

- | | | | |
|-------------|---------|---------|--------|
| 1. 介助されていない | 2. 見守り等 | 3. 一部介助 | 4. 全介助 |
|-------------|---------|---------|--------|

6 過去14日間に受けた医療について、あてはまる番号すべてに○印をつけてください。

(複数回答可)

<u>処置内容</u>	1.点滴の管理	2.中心静脈栄養	3.透析	4.ストーマ（人工肛門）の処置
	5.酸素療法	6.レスピレーター（人工呼吸器）	7.気管切開の処置	
	8.疼痛の看護	9.経管栄養		
<u>特別な対応</u>	10.モニター測定（血圧、心拍、酸素飽和度等）		11.じょくそうの処置	
	12.カテーテル（コンドームカテーテル、留置カテーテル、ウロストーマ等）			

7 日常生活自立度について、各々該当するものに一つだけ○印をつけてください。

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）	自立・J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2
認知症高齢者の日常生活自立度	自立・I・IIa・IIb・IIIa・IIIb・IV・M

調査日 年 月 日 保険者番号 _____ 被保険者番号 _____

認定調査票（特記事項）

1 身体機能・起居動作に関する項目についての特記事項

1-1 麻痺等の有無, 1-2 拘縮の有無, 1-3 寝返り, 1-4 起き上がり, 1-5 座位保持, 1-6 両足での立位, 1-7 歩行, 1-8 立ち上がり, 1-9 片足での立位, 1-10 洗身, 1-11 つめ切り, 1-12 視力, 1-13 聴力

()
()
()
()

2 生活機能に関する項目についての特記事項

2-1 移乗, 2-2 移動, 2-3 えん下, 2-4 食事摂取, 2-5 排尿, 2-6 排便, 2-7 口腔清潔, 2-8 洗顔, 2-9 整髪, 2-10 上衣の着脱, 2-11 ズボン等の着脱, 2-12 外出頻度

()
()
()
()

3 認知機能に関する項目についての特記事項

3-1 意思の伝達, 3-2 毎日の日課を理解, 3-3 生年月日を言う, 3-4 短期記憶, 3-5 自分の名前を言う, 3-6 今の季節を理解, 3-7 場所の理解, 3-8 徘徊, 3-9 外出して戻れない

()
()
()
()

4 精神・行動障害に関する項目についての特記事項

4-1 被害的, 4-2 作話, 4-3 感情が不安定, 4-4 昼夜逆転, 4-5 同じ話をする, 4-6 大声を出す, 4-7 介護に抵抗, 4-8 落ち着きなし, 4-9 一人で出たがる, 4-10 収集癖, 4-11 物や衣類を壊す, 4-12 ひどい物忘れ, 4-13 独り言・独り笑い, 4-14 自分勝手に行動する, 4-15 話がまとまらない

()
()
()
()

5 社会生活への適応に関する項目についての特記事項

5-1 薬の内服, 5-2 金銭の管理, 5-3 日常の意思決定, 5-4 集団への不適応, 5-5 買い物, 5-6 簡単な調理

()
()
()
()

6 特別な医療についての特記事項

6 特別な医療

()
()
()
()

7 日常生活自立度に関する項目についての特記事項

7-1 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）, 7-2 認知症高齢者の日常生活自立度

()
()
()
()

※ 本用紙に収まらない場合は、適宜用紙を追加して下さい